

○入札説明書

この入札説明書は、令和 7 年度野菜価格安定事業業務に係る労働者派遣業務の派遣単価に係る入札の執行及び契約について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものである。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 7 年 2 月 25 日

2 入札に付する事項

(1) 契約の名称

令和 7 年度野菜価格安定事業業務に係る労働者派遣業務

(2) 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

公益社団法人茨城県農林振興公社 園芸振興部（茨城県水戸市上国井町 3118 番地 1）

3 担当部

〒311-4203

茨城県水戸市上国井町 3118 番地 1

公益社団法人茨城県農林振興公社 総務企画部

電話 029-239-7131

メールアドレス soumu@ibanourin.or.jp

4 入札参加資格

(1) 茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登載されている業者であること。

ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 5 条第 1 項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により労働者派遣法第 5 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた者および改正法附則第 6 条第 1 項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。）であること。

(3) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。

(4) 受注の実績が良好であり、また、受注の状況に余裕があること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

(7) 茨城県内に本店又は支店等を有すること。

5 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり郵送、持参又は電子メールにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和7年3月3日（月）午前11時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部に同じ

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時 令和7年3月4日（火）午後5時まで

イ 方法 電子メールで回答する。

6 入札参加の申込み

- (1) 申請に必要な書類（各1部）

入札への参加を希望する方は、次の書類を提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 3(2)及び(3)に係る証明書

ウ 誓約書（様式第2号）

- (2) 申請書等の受付期間及び受付場所

ア 持参により提出する場合

(ア) 受付期間 令和7年2月26日（水）～令和7年3月5日（水）

※受付時間は、午前9時から午後5時まで

(イ) 受付場所 公益社団法人茨城県農林振興公社 総務企画部

水戸市上国井町 3118 番地 1

イ 郵送により提出する場合

(ア) 郵送による申請書類の受付期限

令和7年3月5日（水）午後5時 必着

※一般書留又は簡易書留により、郵送による申請書類の受付期限までに、提出先に到着するよう送付してください。受付期限を過ぎた場合は受け付けません。封筒には「令和7年度野菜価格安定事業業務に係る労働者派遣業務 入札参加資格確認申請書類在中」と朱書してください。

(イ) 郵送による提出先

〒311-4203 水戸市上国井町 3118 番地 1

公益社団法人茨城県農林振興公社 総務企画部

ウ 電子メールにより提出する場合

(ア) 電子メールによる申請書類の受付期限

令和7年3月5日（水）午後5時 必着

※電子メールによる申請書類の受付期限までに、提出先に到着するよう送付してください。受付期限を過ぎた場合は受け付けません。メールの題名には「令和7年度野菜価格安定事業業務に係る労働者派遣業務 入札参加資格確認申請」と記載してください。

(イ) 電子メールによる提出先 soumu@ibanourin.or.jp

公益社団法人茨城県農林振興公社 総務企画部

- (3) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和7年3月10日（月）午後5時までに、一般競争入札参加資格等確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 持参による入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年3月14日(金)
受付 午前9時30分～午前9時50分
開札 午前10時
- (2) 場所 水戸市上国井町3118番地1
公益社団法人茨城県農林振興公社 2階会議室

8 入札保証金及び契約保証金
免除

9 入札書の提出方法

競争入札参加者は、前記6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書類を持参により提出する場合

ア 入札に必要な書類等

入札に参加する方は、次のものを入札当日に持参してください。

(ア) 入札参加申込書(様式第4号)

(イ) 入札書(様式第5号)(入札金額は、派遣労働者1人1時間当たりの派遣単価を記入し、封筒に入れて提出すること。入札額は、消費税及び地方消費税を含まない金額(整数)を記載すること。)

(ウ) 委任状(様式第6号)(代理人が入札に出席する場合に限る。)

イ 受付

入札参加申込書、代理人が入札に出席する場合にあっては委任状を、受付に提出してください。

(2) 入札書類を郵送により提出する場合

ア 入札に必要な書類等

次のものを一般書留又は簡易書留により、郵送による入札書類の受付期限までに、提出先に到着するように送付してください。受付期限を過ぎた場合は受け付けません。封筒は郵送用封(様式第7号)の中に入札書提出用封筒(様式第8号)を入れる二重封筒としてください。

(ア) 入札参加申込書(様式第4号)

(イ) 入札書(様式第5号)(入札金額は、派遣労働者1人1時間当たりの派遣単価を記入し、封筒に入れて提出すること。入札額は、消費税及び地方消費税を含まない金額(整数)を記載すること。)

(ウ) 委任状(様式第6号)(代理人が入札に出席する場合に限る。)

イ 郵送による入札書類の受付期限及び提出先

(ア) 受付期限 令和7年3月13日(木)午後5時必着

(イ) 提出先 〒311-4203 水戸市上国井町3118番地1

公益社団法人茨城県農林振興公社 総務企画部

※電子メールにより提出した入札書類は、受け付けません。

※郵便により書類を提出する場合、書留郵便の受領証に記載されている番号を確認しますので、受領証を保管ください。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 指定の日時までに入札書が提出されないとき
- (4) 電報や電話による入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 記名押印を欠くとき

- (7) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (8) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (9) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (10) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (11) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。入札書について郵送で到着した場合、担当部以外の職員が代理でくじ引きする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、2の担当部へ郵送、持参又は電子メールにより開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

15 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。